

地下鉄出口案内板掲出申込書

一般社団法人 京都市交通局協力会
代表理事 山本 登志一 様

下記の利用規約を承諾の上、地下鉄出口案内板の掲出を申込みます。

掲出開始日	令和 年 月 日
駅 名	駅
出口番号	番
掲出内容	

- 利用規約 ※ 掲出費用のお支払方法は銀行振込とし、振込手数料は申込者の負担とします。
- ※ 契約期間は年度末までとし、期間満了1ヶ月前までに申し出のない時は次年度末まで自動延長とします。
- ※ 掲出内容（名称）は、横一列 1 3 文字程度とします。
- ※ 制作費は掲出者負担とし、当会が指定する業者へ直接お支払い願います。
- ※ 年度途中での料金については年度初め（4月）より経過した月数×2,900円を年間掲出料金より差し引いた金額とします。但し、申込月については日割り計算等はしません。
- ※ 原則として年度途中での解約は認めないが、閉鎖もしくは長期休業などやむを得ない理由に限り、1ヶ月前までに申し出をすることにより、認めるものとします。
- 中途解約の際は年度末迄の残月数から1ヶ月を差し引いた月数×2,900円を返金します。
- 返金の際には振込手数料は申込者負担とし、手数料を差し引いた金額を振込いたします。

掲出料金 金 35,000円（消費税を含む）

申請者
住 所
会社名等
代表者名

㊞

㊞

取扱者 〒616-8104 京都市右京区太秦下刑部町12番地（サンサ右京3階）
TEL 075-882-6205 FAX 075-882-6209 （営業課営業係）

地下鉄出口案内板掲出申込書（公的施設用）

一般社団法人 京都市交通局協力会
代表理事 山本 登志一 様

下記の利用規約を承諾の上、出口案内板の掲出を申込みます。

掲出開始日	令和 年 月 日
駅 名	駅
出口番号	番
掲出内容	

- 利用規約 ※ 契約期間は年度末までとし、期間満了一ヶ月前までに申し出のない時は次年度末まで自動延長とします。
- ※ 掲出内容（名称）は、横一列 1 3 文字程度とし、デザインは当会に一任するものとします。
- ※ 制作費は掲出者負担とし、当会が指定する業者へ直接お支払い願います。
- ※ 当会の事情により年度途中で掲出不能となった場合でも異議申し立てはしないものとします。
- ※ 名称変更等で掲出内容に変更が生じた際の制作費についても掲出者負担とします。
- ※ 閉鎖もしくは長期休業により掲出を中止する際は1ヶ月前迄に事前に申し入れをします。

掲出料金	—
------	---

申請者
住 所
施設名
代表者名

㊞

㊞

取扱者 〒616-8104 京都市右京区太秦下刑部町 1 2 番地（サンサ右京 3 階）
TEL 075-882-6205 FAX 075-882-6209 （営業課営業係）

地下鉄出口案内板掲出名変更依頼書

一般社団法人 京都市交通局協力会
代表理事 山本 登志一 様

出口案内板の掲出内容の変更を依頼致します。

掲出開始日	令和 年 月 日
駅 名	駅
出口番号	番
現掲出内容	
変更後内容	
英字表記等	

※ 掲出内容（名称）は、横一列 13文字程度とします。

※ 制作費は掲出者負担とし、当会が指定する製作者へ直接支払って下さい。

申 請 者

住 所

会社名等

㊞

代表者名

㊞

取扱者 〒616-8104 京都市右京区太秦下刑部町12番地（サンサ右京3階）
TEL 075-882-6205 FAX 075-882-6209 （営業課営業係）

地下鉄出口案内板解約申込書

一般社団法人 京都市交通局協力会
代表理事 山本 登志一 様

下記の事由により、地下鉄出口案内板の掲出を中止致します。

掲出開始日	令和 年 月 日
駅 名	駅
出口番号	番
中止理由	

- ※ 原則として年度途中での解約は認めないが、閉鎖もしくは長期休業などやむを得ない理由に限り、1ヶ月前までに申し出をすることにより、認めるものとします。
- ※ 中途解約の際は年度未迄の残月数から1ヶ月を差し引いた月数×2,900円を返金します。返金の際には振込手数料は申込者負担とし、手数料を差し引いた金額を振込いたします。

申 請 者
住 所
会 社 名 等
代 表 者 名

㊞
㊞

取扱者 〒616-8104 京都市右京区太秦下刑部町12番地（サンサ右京3階）
TEL 075-882-6205 FAX 075-882-6209 （営業課営業係）